

# 福島県社会福祉審議会委員の公募のお知らせ

公募期間 令和8年5月20日（水）から6月12日（金）

## 【公募の趣旨】

福島県には、社会福祉に関する事項を調査審議するため、知事の附属機関として福島県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）が設置されています。

審議会では、県民の皆さんから広くご意見をお聴きし、県行政に反映させるために、下記のとおり委員の一部を公募させていただくこととしています。若い世代や女性をはじめ、様々な分野から社会福祉に関心のある方の応募をお待ちしております。

## 【審議会の概要】

- 1 審議事項 社会福祉に関すること
- 2 委員の構成 25名以内（社会福祉事業従事者、学識経験者、公募）
- 3 任期 令和8年7月10日（予定）から令和11年7月9日
- 4 開催回数 本審議会年1～2回程度、分科会等年2～5回程度
- 5 報酬・旅費 報酬（1日9,200円）と旅費（福島県旅費条例に定める旅費）を支給

## 【応募要領】

- 1 公募定員 1名
- 2 応募資格 次のすべての要件に該当する方
  - (1) 県内在住で満18歳以上（令和8年4月1日現在）であること。
  - (2) 社会福祉行政について関心があること。
  - (3) 年2回程度平日に開催される本審議会及び年2～5回程度平日に開催される分科会等に出席できること。
  - (4) 国、地方公共団体の議員及び公務員は除きます。
- 3 応募方法 次の書類を下記応募先まで持参又は郵送してください。  
なお、郵送の場合は封筒余白に「審議会委員公募」と朱書きしてください。  
また、提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
  - (1) 応募申込書（本紙裏面、コピー可）
  - (2) 履歴書（市販のもの、写真貼付）
  - (3) 作文（意見・提言等800字程度、氏名記入、様式自由、パソコン入力可）  
テーマ「誰もが安心して暮らせる福祉社会について」
- 4 公募期間 令和8年5月20日（月）から6月12日（金）  
郵送の場合は、令和8年6月12日までの消印があるものを有効とします。  
持参の場合は、公募期間の平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けたものを有効とします。
- 5 選考方法 選考は提出書類により1次選考を行い、1次選考を通過した方について面接による2次選考を行います。2次選考の日程等については、1次選考の結果通知の中でお知らせします。
- 6 選考結果の通知 最終選考結果は、令和8年7月上旬に郵送等により応募者本人あて通知します。
- 7 応募先・問い合わせ先 福島県保健福祉部保健福祉総務課  
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号  
電話 024-521-7217 ファクシミリ 024-521-7979  
E-mail hofukusoumu@pref.fukushima.lg.jp  
※福島県のホームページもご覧ください。

## 福島県社会福祉審議会委員応募申込書

整理番号		記入年月日	令和 年 月 日
(ふりがな) 氏 名			
生年月日	昭和 平成 年 月 日 ( 歳)	性 別	男 ・ 女
住 所	(〒 - )  電話番号 - -		
職 業			
連 絡 先 (勤務先等)	(〒 - )  電話番号 - -		
応募の動機			

(注1) 太枠内を記入してください。

(注2) 「生年月日」、「性別」、「職業」欄については、福島県社会福祉審議会の委員構成として、幅広い年齢層・性別・分野から選任することに努めており、その参考としてご記入いただくものです。